保育施設等利用申込および認定に関する確認書兼同意書（新規）

下記内容をご確認のうえ、保護者の署名をお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| \* | \* | 確認・同意事項 | 同意 |
| 1 | **申請内容が事実と異なる場合や、提出書類に虚偽（無断作成・偽造・改ざんを含む）があった場合、入所（内定）取消または退所となる場合があります。** | | □ |
| ２ | 申請内容 | 「保育施設等利用のしおり」を読み、内容について了解しました。 | □ |
| ３ | 入所申込み及び認定申請に必要な書類は、必ず提出期限までにご提出ください。書類が提出されない場合は、利用調整及び認定が行えません。 | □ |
| ４ | ご提出いただいた書類は返却できません。特別な事情を除き、原本の提出をお願いします。控えが必要な場合は、事前にコピーをしてください。 | □ |
| ５ | 「保育の必要性」の証明 | 入所審査は、ご提出いただいた就労証明書等を基準として審査・調整をしています。申込み後、および、入所後に就労実働時間の短縮や休暇（産前休暇や育児休暇等）の取得、退職、退学等の**変更が生じた場合、直ちに必要書類を提出し、認定変更の手続きを行ってください。** | □ |
| ６ | 在園中、出産、育児休業を取得する場合は、それを証明する就労証明書を提出してください。なお、育児休暇中に新規入所・転園は原則できません。また、職場復帰後および**雇用契約期間更新後は、１か月以内に就労証明書を提出してください。**提出されない場合は、退所となる場合があります。 | □ |
| ７ | 求職活動での保育所等利用は、認定から90日となります。有効期間の初日から90日以内に就労せず、かつ、利用する保育所等が受入を上回っている状態又は申立内容に虚偽がある場合は、退所および認定取消されても審査請求することはありません。 | □ |
| ８ | 求職活動の認定を求める場合は、社会通念上、保育の必要性を求めることが適当であると判断できる活動を行ってください。 | □ |
| ９ | 保育の必要性が無くなった場合や市外に転出する場合は「利用申込取下げ」または「退所届」を提出してください。 | □ |
| 10 | 施設 | 小規模保育施設には利用可能年齢に上限があるため、就学前までの保育所等の利用を希望している場合でも、実際の利用期間が短くなります。卒園後、他の施設での保育を希望される場合は、改めて新規入所の申込みが必要になります。 | □ |
| 11 | 保育料 | 利用者負担額（保育料）は、父・母や生計の主宰者の市民税所得割額により算定します。父・母の収入が少ない場合には、世帯が別々であっても同居している祖父母等を保育料の算定対象に含めます。また、ひとり親世帯であっても生計が同一として考えられる同居人がある場合は、その者も扶養義務者とみなし、保育料の算定対象に含めます。 | □ |
| 12 | 利用者負担額（保育料）は、原則として１か月単位の徴収になりますので、在園中は、出席日数にかかわらず１か月分の保育料を徴収します。ただし、月途中の入退所の場合は、日割計算した保育料となります。なお、利用者負担額（保育料）の滞納があった場合、法令に基づいて督促状を送付します。 | □ |
| 13 | 手続き | 証明書等の記載内容に不明なところがある場合、証明書発行機関に問い合わせします。 | □ |
| 14 | 更新の時期に必要な書類が提出されない場合は、退所となる場合があります。 | □ |
| 15 | 市や園からの連絡には必ず応じます。市からの連絡に応じない場合については、市職員が保護者の職場へ訪問または、電話をし、保護者と連絡をとります。 | □ |
| 16 | 年に一度、現況届の提出が必要になります。提出されない場合や、保育の必要性が確認できない場合は、退所となる場合があります。 | □ |
| 17 | 選考 | 利用調整前の入園可否や選考に係ること、および、選考内容・結果等について、電話でのお問い合わせに対しては、お答えできません。 | □ |

**以上の内容を確認及び同意し、順守します。**

**令和　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　　保護者署名（自署）**